

組合員のための「カナメ商事」8月15日設立

日動 勤労千葉

80.8.16
No. 509

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八(動力車会館)
(鉄電)二二五八・九(公衆)三三三二七二〇七

全組合員は、カナメ商事に日動火災の自動車保険に加入しよう!

全組合員のみなさん。
勤労千葉は、八月十五日「自前の労働組合」創造の一環として、組合員のための福祉事業推進を目的にした、有限会社「カナメ商事」を設立しました。そして、福祉事業の取組み第一弾として、日動火災の代理店資格を取得し、九月一日より自動車保険の取扱いを行うことになりました。自動車保有の組合員のみなさん!自動車保険の新規加入はもとより、契約改約時にこそって「カナメ商事」に日動火災の自動車保険に加入することを要請します。

「カナメ商事」設立と自動車保険取扱いに至る経過

勤労「本部」・さつき商事は、組織問題を自動車保険にまで持ちこみ、勤労「本部」が不当にも「除名」した、関川委員長以下二七名を一方的に自動車保険から排除してしまいました。そればかりか勤労千葉組合員の保険を継続して契約しつつも、保険会社(富士火災)からの一四%の還付金を勤労「本部」さつき商事が着服するというギマンと差別行為を行っていました。

これに対し組合員の中から多くの批判が出ていくことを考慮し、かつまた組合員の自動車事故に対し、私事であっても組合員の利益を守るといふ勤労千葉の観点から独自の取組むことを決定し、さつき商事に富士火災にかわるべき保険会社を考してきました。

- 選考にあたっての基準は、
- ① 保険加入組合員の利益を第一優先として、最低富士火災の条件と同一であること。
 - ② 事故に対する対応能力が富士火災と同時にしくはそれ以上であること。
 - ③ 「カナメ商事」および各支部に対する還付金、手数料が富士火災の条件と同一であること。

以上を選考基準に折衝した結果「日動火災」を選択し、八月十五日に有限会社「カナメ商事」を設立し、代理店契約を結び、九月一日目途に開業することになりました。

組合員の自動車保険は、「カナメ商事」に日動火災に結集しよう!

「カナメ商事」に日動火災の自動車保険の利点

- ① 富士火災(他の保険会社と同じ)と全く同一条件で継続加入できる。(団体割引一〇%、国鉄職員団体割引七、五%、その他無事故割引などは他の保険会社と同じ)
- ② 事故に対する対応能力が業界随一であること。千葉県下十四ヶ所の営業所三つのサービスセンターをもち、各支部に対するマンツーマンの対応ができること。
全国的には、各都道府県に三十一の営業部支店、主要都市に二四三の支店、四十二ヶ所のサービスセンター、計三一六の調査、サービス網をもち、千葉県以外でも事故対応能力が充分あること。
- ③ 手数料、還付金については、各支部に対しては二、五%の手数料、代理店「カナメ商事」に対しては、一〇〜一四%の還付金がある。

契約満期日をもって「カナメ商事」に日動火災に切りかえよう!